

災害時における燃料等の支援協力に関する協定書

浦添市（以下「甲」という。）と沖縄県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料等の支援協力（以下「支援協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害対策に関し、乙の燃料等の支援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次の掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、燃料等の支援協力を要請することができるものとする。

- (1)浦添市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2)その他市長が特に必要とみとめるとき。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する燃料等の支援協力は、次に掲げるものとする。

- (1)災害対策を実施する緊急車両への燃料等の優先的供給
- (2)その他被災者の支援活動のため実施可能なこと。

（要請手続）

第4条 甲は、乙による燃料等の支援協力が必要と認めるときは、「支援協力要請書（様式第1号）」により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話などにより要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに支援協力を行うものとする。ただし、乙の通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（経費負担）

第5条 乙が災害対策を実施する緊急車両へ燃料等を優先的供給する費用については、災害等発生の直前における燃料等の売買単価契約を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

- 2 災害対策を実施する緊急車両の所有者と乙が、燃料等の売買単価契約を締結している場合は、甲、乙、緊急車両の所有者の3者が協議のうえ決定するものとする。

3 その他被災者の支援活動のため実施可能な支援協力に関する費用については、当該支援を実施した給油所が負担するものとする。

(取扱窓口)

第6条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては浦添市防災危機管理室、乙にあつては沖縄県石油商業組合事務局とする。

2 甲と乙は、この協定締結後速やかに窓口の連絡部署及び連絡手段等について、「連絡責任部署等届(様式第2号)」により相手側に報告するものとし、変更があつた場合も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期限は、協定の日から平成30年3月31日までとする

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれかからの申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

3 前項の解約の申出は、甲乙いずれか一方が解約予定の日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年10月2日

甲 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

乙 沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇228番地
沖縄県石油商業組合
理事長 濱元 清

様式第1号

(ファクシミリ・Eメール施行)

浦添総第 号

平成 年 月 日

支援協力要請書

沖縄県石油商業組合理事長殿

浦添市長

災害時における燃料等の支援協力要請について

災害時における燃料等の支援協力に関する協定書第4号の規定により、下記のとおり支援協力を要請します。

記

1 災害対応を実施する緊急通行車両への燃料等の優先的供給

- 浦添市に属する災害対応のための緊急通行する公用車両
- 浦添市が要請した国及び県緊急通行車両
- その他

()

2 その他被災者の支援活動のため実施可能なこと。

- 給油所付近の知り得た道路交通に関する情報
- その他

()

発信者・報告先

部

課

担当

TEL

E-mail

様式第2号

平成 年 月 日

連絡責任部署等届

(連絡先)

会社名：

担当者： 殿

(連絡元)

会社名：

担当者：

災害時における燃料等の支援協力に関する協定により、緊急時の連絡先を下記の通り報告いたします。

連絡責任部署

項目	連絡責任部署
会社名	
部署名	
電話	
緊急電話	
FAX	
E-mail	